

※令和5年2月10日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」のとおり

I 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本

- ★ 令和5年3月13日から適用（学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用）
- 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。

2 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な以下の場面では着用を推奨

- 医療機関受診時
- 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- 医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等を除く）
- 感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

3 症状がある場合等の対応

- 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用

4 事業者における対応

- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容

5 基本的な感染対策

- 3月13日以降も、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行
- 特段の事情が生じない限り、5月8日以降は、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止